

第十六回 参議院經濟安定委員會會議錄第十一号

昭和二十八年七月三十日(木曜日)午前十一時三十五分開会

委員の異動

本日委員泉山三六君辭任につき、その補欠として上原正吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 高橋 衛君
八木 幸吉君

委員

岩澤 忠恭君
上原 正吉君
奥 むねお君
永井純一郎君
鮎川 義介君

政府委員

公正取引委員会委員長 横田 正俊君
公正取引委員会委員 湯地護爾郎君
経済審議庁長官 岩武 照彦君
通商産業省政務次官 古池 信三君
通商産業省企業局長 中野 哲夫君

事務局側

常任委員 桑野 仁君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 会専門員

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(早川慎一君) 只今より經濟安定委員會を開会いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、前回に引続き質疑を継続いたします。

この際御報告を申し上げることがございます。先般通産委員会との連合の際、豊田委員から、独禁法の改正により大企業の中小企業に対する圧迫が強化される懸念がある、不況カルテルの詭計については特に嚴重に留意されなければならぬ、又下請工業者に対する支払遅延、百貨店の仕入先に対するサービスの強要は取引上の地位を不当に利用する不正な取引方法に該当する場合が多いと思ふ。右の認定の基準、支払遅延等に対する取締手續について文書を以て明確に方針を示されたことの発言がありました。これについて公取当局から去る二十八日文書による回答があつた次第であります。これは資料として委員の各位に御配付いたしましたから御了承をお願いしたいと思います。

○奥むねお君 私は通産大臣に質問をしたいと思つていたのでありますが、止むを得ませんから政務次官にお伺ひいたしますが、私的独占禁止法の緩和の法律案を審議してあります過程に感じますことは、意図されておることは、むしろこの法律が要らないのだというふうな感じを受けるのでございます。併しこれは大衆から、日常生活から考えますと非常に重要な問題でございまして、その運用の面におきまして二、三聞きたいと思ひます。

その一つは、現にこの法律を修正するまでもなくカルテル行為というものは行われておると思ひます。中でも二、三日前に配付されましたあの資料で紡績、綿紡績勧告操縦に関する件、これにつきまして本年の二月二十五日附並びに三月五日附の文書を以て通産省繊維局長より綿紡績各社に対して生産制限を指示し、一斉操縦を行うことが勧告された。これに対して公正取引委員会はどうか、これは私も非常に関心を持つて見ておりました。この結果は御承知のように、非常に値下りが食止められたのでございましょう。又たくさんありましたストロクもだんだん消化されたのでございましょう。併し下るべき物価が下らなかつたという点では、我々消費者の犠牲において操縦勧告が行われたと、こう見ておるわけでありまして、それに對しましてこういうことは公正取引委員会がどうするかという関心を持つておるにもかかわ

らず、公取から望ましからざるものであると考へるといふ文書が出ましたのは実に六月二十八日附、この間に四ヵ月以上時がたつておる、この間に公取は何をしていたか。

それからこれが出ますときに公取がきつと私は反対したのだらうと思つております。公取の性格から言ひまして、目的から言ひまして、これに反対をしたと思つておるのでもありますが、それでもそれをおしてあえて行われてしまつた、それうして四ヵ月以上たつてから望ましからざるものであると考へるといふ文書で抗議が出ております。現にこういう事実があるのでもありますが、私はこれからは産業の立場に立ちますところの通産省がいろいろこういう問題で先走つたことを私はよく感じを持つ、如何でございしますか。

○政府委員(古池信三君) 先ず最初に本日は奥委員から私のほうの大臣に御質問があるお話であります。只今病氣のために出席できませんことをお断りを申し上げまして、私からできる限り代つてお答え申し上げたいと思ひます。只今のお尋ねの件でございしますが、政府は現在の私的独占禁止法はどうか、こつたほうがいいと思つておるのではありませんか、こつたほうでございしますけれども、我々は決してさうには考へておりませんので、細くまで私的独占禁止、又公正取引の確保というふうな基本原則は堅持して参らねばならぬといふことにおいては毫も變つていないのでありまして、ただ實際面に当りま

して行過ぎと申しますか、却つてこれのために我が國の經濟の發展の上において好ましくないといふ点だけを是正して参らうといふのが趣旨でございします。

それから只今消費者の利益という点からいへば、御心配の点がお話ございましたが、これは我々といひましたし、消費者の立場というところは十分に考慮しておるわけでありまして、ただ消費者と生産者と申しまして、これはよく考へて見ますと結局は利害は一致するものであり、又せねばならぬと思つておるものであります。消費者の利益のために生産者のほうはどうなつてもいいというものではなく、生産者が非常に無理な境遇に押し付けられるといふことは、結局それによつて生産コストも上る、又生産の合理化もできないといふことになつて参れば、これがすぐに消費者のほうにはね返つて参るのであつて、却つて消費者の利益を害するやうな結果になるのではないかと、かように思ひます。従つて今回の提案も決してこれによつて消費者の利益を害するものでもなく、又實際においても害することのないものであるといふ確信を我々は持つておるのであります。

それから第三に、今年の春の綿紡に對する通産省としての勧告問題について御言及がございましたが、これはすでに私どもの政府委員からも御説明申し上げたかと存じますが、あの當時の状況からいたしまして、時にその原料が

重要な輸入物資であるという関係から、その手持量を勘案し、又当時の値段が実際の生産コストよりも遙かに下廻つておつたというよりな状態等を考へて、我が国の綿業の健全なる発達、これによつておのれによつておのれから消費者のほうにも受当な利益をもたらすであろうということを考へて、その結果あつた措置を講じた次第でありまして、それから後公正取引委員会のなさいました御措置等につきまして、いづれ委員会のほうでもお話があると思ひますが、通産省といひましてとりたる措置は決して紡績業者の利益を不当に図るというよりな目的ではなく、この事業をして本當に健全に生産を続行させたいというところに目的があつたということを御了承頂きたいと思ひます。

○奥むめお君 横田さんに伺ひたいと思ひますが、この経過を概略伺ひたいし、それから時日を経過した間には関連中小企業が破産に瀕しておることはこれは明らかであります、こういう問題が私が一番心配する点でございます。その経過をちよつと聞かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 綿紡操短につきましては丁度これと並んでスフ綿、いわゆる化繊の操短が同時に行われたのでございまして、これに対して我々は先ずこれを独占禁止法上のカルテルといふことで独禁法違反の疑ひがあるといひましていろいろ研究いたしましたのでございまして、綿紡につきましては成るほど或いは綿紡の一部の人から役所に働きかけをするというよりなことが想像できたのでございまして、審査の過程におきましてそういう

関係の証拠が甚だしかりしたものがつかめなかつたこと、それから大体操短そのものが通産省の制裁付の非常に強い勧告で行われておりますので、これはむしろ業者が話合つて操短をしてゐるというよりは、政府の命令によつてやつておる、こういうふうに見えたので、これは正式のカルテルの違反問題としては法律問題として取上げなかつたわけでございます。但しその操短が行われます当時はやや綿業界一般として多少の害の及ぶような事柄もあつたやうでございまして、だんだんそれが続けられて参りまして、今奥さんがおつしやつたやうに六月頃になりまして十萬円もするといふやうな事柄になつてなつたお操短を続けておられますので、我々としては一日も早く操短をやめて欲しい、これにはやはり通産省の命令によつて行われておりますので、通産省もそういう操短の勧告をやめてもらなければならぬわけでございますので、六月になりまして中小企業等への影響等も考へて、この際操短の勧告について再検討して欲しいといふことを申出たのでございまして。その後多少操短の枠が變つて参つたやうに聞きましたが、併し依然本年に至るまで続けられて参りました。この点は我々としても非常に不満足ではございまして、今申しましたやうな観点から、法律的に我々としてはどうもすぐ手が出なかつたわけでございます。今後今度の改正案に伴ひましてやはり同じやうな形式で操短勧告が行われるといふことになり、非常に困つたことになるわけでございますが、この点は改正法は不況の場合につきましてあつた厳格な要件をき

めましてカルテルを認めた以上は、この要件に當てはまれば認可を受けて操短もできるわけでございますが、この要件に當てはまらないものについて、若しも政府の勧告というよりなことで操短が行われるといふことになると非常に面白くないのではないかと、この点が一応心配されますが、この点は先般衆議院におきまして審査の際に通産大臣から今後は独占禁止法を無視したやうな行政措置による操短等は行わないうといふことをはっきり言明されましたので、今後はそういうことはないと私は確信してゐる次第でございます。

○政府委員(古池信三君) 先ほど私に答へるのを漏らしたことがございまして、お答え申し上げますが、それは今後あつたやうなことをやるかやらないかといふお尋ねがございましたので、これは只今公正取引委員長から衆議院の委員会における私どもの大臣の言明について御引例になりましたが、その通り私も考へておりましたので、この改正ができました以上はそういう必要も無くなるだらうと思ひます。さうなことも我々としては今後やらないつもりでおりますから、どうぞ御了承願ひます。

○奥むめお君 横田さんが例へばそういう操短が今年も續いて、そして年末までも續いてだん／＼犠牲が出て来た、必要がなくなつた以上は犠牲が多くなつたわけでございますね。それを認めていらつしやるのですが、今度の修正案によりまして同様なことが案じられると思ひます。まあカルテルを一応認めた、これを時期に合わないから外すべきである、外すときが来たと思ふときに簡単に外されますか。これも私が安心できるやうな御答弁を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) その点は今回の改正案に對しまして衆議院で修正がございまして、認可は主務大臣と協議しまして公正取引委員会がやるといういわば一本建の形になりまして、カルテルを認めます場合も非常にその要件を厳格に見て参りたいと思ひますが、仮に認可をいたしました後も絶えず事業者のその後の動きにつきましては報告を徴する等の方法によりまして、必要がなくなつたといふことがはつきりして参りました場合は、直ちに認可の変更なり取消の手續をいたすやうにしてございまして。これがやはり通産大臣と協議することにはなつておりますが、この手續を迅速確実に行いますれば、カルテルによる弊害を急速に除去できると考へます。

○奥むめお君 綿紡の操短のときに、六月にこういう文書を出したやつていらつしやるおつと續けて行われておりました。お出しになつたのはここにも書いてありますやうに、関連産業において、すでにこのやうな弊害が一部に顕在化し、綿紡操短における一斉操短による品薄、或いはこれに基く、綿紡操短の価格操作等によつて、一部商社の營業に種々の支障を与えると共に、又一方、原糸不足並びに原糸高、綿布安の逆ざやによつて、不況の圧力が弱小企業なる織布専業者にしわ寄せされ、これがために休業倒産の止むなきに至つてゐるものも少なくない。こういう明らかな事実が出て、そしてこういう意見書を出したやつてもなお續いて行われておる。これが私どもから考へますと非常に不安を与へられておる点でござい

ざいます。六十何条でございまして、この法案には成るほどそのときに合わなくなつたらこれを止めることができると書いてありますけれども、去年の暮と今日と、迅速に行われるという私どもが成るほどと思はれるやうな何か變つた事情ができておるやうな感じがいたします。

○政府委員(横田正俊君) その点は実はそういう申し入れ自体が正確に申上げますと独占禁止法のどの規定からということではなく、独占禁止法の精神に照らしまして面白くないと思はれる他の行政官庁の処分につきまして、一つのいわば警告を發するといふやうな趣旨でございまして、それ以上の手が実は独占禁止法では打てないのでございまして。従ひましてこれに對して通産省が独自の見解でやはり操短を続けるべきであるといふ観点から続けられました場合に、我々としては独占禁止法上打つ手が実はないのでございまして。ところが今度は認可をいたしましたものを取消するのは公正取引委員会がございまして、その点は成るほど通産大臣と協議はすることにはなつておりますが、協議が整わない場合でも公取は独自の見解によりまして取消すべきものであればだん／＼取消することが今度は正式にできるわけでございますから、その点はこの間の綿紡のやうな結果にはならないといふふうに私は考へております。

○奥むめお君 政府委員にお伺ひいたします。第二十四条の二、再販売価格維持契約の問題でございまして、これが一種の統制価格制度の拡大に行く虞れが十分にあると私どもは見るのでございまして、そしてこの前どういふ商品を考えていらつしやるかと公取の

ほうに聞きましたら、薬とか化粧品とかいふ御答弁でございました。併しこの法律をそのまま読みますと、これは広くたくさんの商品をこへ指定することができると思ふのです。そのなりますと一種の統制価格制、以前に統制価格の時に行われましたような姿を我々は想定することができると思ふのですが、それについての政府の見解は如何でございましょうか。

○政府委員(中野哲夫君) 御回答申し上げます。この規定につきましては、公正取引委員会から御回答申し上げました通り、化粧品等の非常に有名な商品についてこれがおとり販売に使われるということ、小売業者間に熾烈なる競争が行われるであろう虞れがある、中小企業者である商業者が、そのために不当な競争を行い、その基礎も危くなる、こういうことで、そういう商品を法律に限りまして、そこで定価拘束契約を、これは結ばばは自由でございますが、結ぶことによつて小売業者の不当競争による弊害の面を除きたい、そのことは更に延いて消費者がおとりに使われた商品は安く買います、その他の商品については粗悪な物を割高で買わされるという弊害も除けるのではないかと、その点においては消費者についても利益があるのではないかと、このことと、主としてこの条文が、公正取引委員会に各業種の希望の申出もあつたようでございます。公正取引委員会においてアメリカの制度なども参酌されまして十分御考案の上、前国会において提案いたしました改正案の中

にも挿入されておるのでございます。

この件につきましては勿論私も通産省に對しては、我々も一緒に御相談をいたしまして、結果、小売業者における一種の安定と申しますか、秩序を維持しますためには必要である、かように考えまして同意をいたし、政府原案に入つておるよう次第でございます。なお附加しますと、前国会におきましては、この第五項にありまして、各種の組合の協同組合に對する共同施設として物品販売をやつておるの、規定を外すということによつて組合員たる消費者が従来受けておつた割引の利益を認めるといふ修正と申しますか、前国会の提案に一部修正を加えて本国会に御審議を仰いでおるような状況でございます。

以上のような理由及び経過から申しまして、通産省といたしまして、只今與さんから御懸念を持ち御指摘が、非常に廣く解されて、事実上一種の統制価格制度ができるというやうなことになる、法文の第二項にも当該商品が一般消費者によつて日常使用されるものである、或いは自由な競争が行われておる、或いは第二十四条の二の本文に、私どもも只今御指摘になりますので、私どもも只今御指摘になり、又公取が申されておりますように、化粧品とかいふやうな比較限定されたものに、これが現実の問題として適用があるのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○委員長(早川慎一君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(早川慎一君) 速記を始め

【速記中止】

○永井純一郎君 今のにもう少し関連して伺いたいと思ひますが、私も綿紡関係の操縦の問題についてお尋ねをしようと思ひますが、現在の独禁法の下において、私は考え方が少し先ほどの委員長のお答えと違ふのですが、ここに出されたやうなやうな警告文書の中にありますやうに、すでにこのことによつて中小企業者なり中小の企業者がたくさん倒産したのです。現実には私の郷里なんか特に綿布業者、織布業者といふものは非常に多いのです。が、たくさん倒産者があつて、一家心中だとかいふやうなことがたくさんあり、同時に、なほお且つ紡績会社は、職首をやつたのです。たくさん首切りをやりました。これは私は明らかに今日あつてもう少しお聞きしますけれども、憲法の中に規定してある公共の福祉といふやうなことで、それから労働者保護しなければならぬといふやうなことで、そういうことを中心に作つた民主憲法下における法律の重要な体系として経済民主化の法律がある、労働関係法がある、これは民主憲法下において動かすことのできない一つの法律の体系だと思ふ。これを崩すことは一切何人にも私は許されぬ、日本の今日の憲法下においては許されぬといふことは、これは動かすべからざることであると考へておる。そういうふうな憲法の上から順次考へて来て、そして現在独禁法下にあつても、そういう警告をされておるやうな内容のことがあれば、私は横田さんは今警告をした

けれども、それ以上公取としては法律上やるべきことができなかったといふやうなことを言われまするけれども、私はできるじやないかと思ふ。現実にはそれは公共の利益に反すると同時に、圧迫してある。中小企業者は現実に倒産とか一家心中とかいふやうなことが起つておる。それが一つ起つても明らかに法律に触れるのだと思ふ。まして大量の首切りをやるといふやうな現実である以上は、大して調査しなくてもすぐわかる。そういうことはわかる。そうであるならば警告にとどまらず、私はその原因をなした通産省の警告そのものがやはり独禁法の対象となる。独禁法からいつて通産省が役所だからといつてなされる何らの法律的根拠はないのだと思ふ。なぜ法律的に追及できないのか、その点を私はお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) その点は私どもの考え方は、先ほど御説明が少し不十分でございましたが、独占禁止法のいわゆる違反の対象として取上げ得るものは事業者といふことになつておる。結局この場合に若し取上げるとすれば、勧告に従つて操縦をしておる個々のメーカーをつかまえるといふことになるわけでございます。従いまして若し操縦といふものが、メーカー同士の話合ひの結果、つまりカルテルが形成されて、そして操縦が續いておるといふ認定がつかまれば、これは公正取引委員会としましてその面を取上げまして綿紡何十社かを被審人にいたしましたして操縦を止めるべきことの手続をすることができるといふわけでございますが、この綿紡につきましては私どもはそういう一種の法律上の

カルテルができていないといふやうに見ましたわけであります。ただ同じやうな事態ではございましたが、化繊のスフ綿の操縦につきましては、通産省が綿紡の場合と非常に違ひまして、非常によけるやうな態度で、大体大きな枠だけを示されて、それに基きまして業者がいろいろ各自の操縦すべき率などを話合つてきて、そしてそこにやはりカルテル活動があつた。それに基いて操縦が二カ月前に行われておつたことがわかりましたので、これに對しましては直ちに審判開始をいたしましたわけでございます。なお行政官庁のそういう独禁法上面白くないところ、對して公取が手を打てるやうな法律といふものがあれば又勿論それでいいのでございますが、この点は又非常に公正取引委員会の権限、それから一般の行政の権限の非常にむづかしい問題でございます。その点に現行法では公取を上の機関としておりません以上は、打つ手はないといふことになるかと思ひます。

○永井純一郎君 私はこれからいろいろ発言する中に少し出過ぎたことを言ふかも知れないが、私は非常な公取の支援者であつてその応援をしたいと思ふ。そこでいろいろのことを言ひたいけれども、決して悪い意味で言つておるのではないので、あらかじめこれは委員長に御了解を得ておいて頂きたいと思ひます。今のお答えで法律は事業者といふことを認めておる、そこで事業者が例えば綿紡の場合ですと明らかに操縦などによつて首を切つて中小企業が困つたりしておることが私には見え一つあつても二つあつてもいいなと思ふ。そういう事実があればその

ことによつてどういふことがあるから通産省のやつておることは間接的にも間違ひだといふことでやめるまでやはり極力やらなければならん。どうも独り禁法に該当するようないふことがはつきり認められなかつたといふようなお答えですけれども、それはもうちよつと調べれば、そういう末端の事業があるの

に對する補助をやつておる、その助けをやつておる、こゝう見ることが最も正しいのです。何人も一般の消費者はそう考へてゐる、被害を受けた大衆がそう考へてゐるのです。そういうことはできないのかどうか、公取としてはそこまで行くことはできないのかどうかを私はお伺いしたいと思います。

い、命令ではないということがはつきりいたしましたので、この場合は違反行爲といたしましたので、この場合は違反行爲をといたしまして協会のそういう行爲を取上げて現にこれは同意審決で審判が確定したのでございます。それと同じように綿紡の操縦を見ますと、或いはおつしやいますように正式に取上げて多少の法律上の疑義がございまして

るな行政の行為をやる以外に、実質的には商行為と変らないようなことをやがつてゐる、もつと非常に大きな取引の事態を侵すようなことをやつてゐるのです。通産省あたりそういふことをやりがちなんです。これは歴史が証明しておる。ですからその辺の実態を見逃すわけには参りませんが、私は鉄鋼関係、自動車関係、国防関係、の三つに

な綿紡関係のようなことが起つてしま
う、委員長が言われるのは認可につき
ていろ／＼ちゃんと要件を付けて、そ
でその要件というものが整わなければ
認可しない、今度はまあこう言われ
なければなりません。その点は成るが、それ
なつたようにも思いますが、それで

100

ですから、特に首切などということはやほりいけない著しい一つの事実だと思ひます。ですからこれをやろうと思へば公取はやれたのだと思う。まあ一回、二回だけでなくて、何回もやつたらしいのです。その一回や二回やつても相手が通産省だからやりにくいというところでやめるのでなくて、私の言いたいことは、もつと強力に積極的に行ふということも私は公取のやり方

【政府委員 林田正樹君】その問題には実は相当我々も研究いたしましたのでございまして、中には行政官庁のいろいろな勧告そのものが正当な法律上の権限に基かない場合は、その勧告をしたことを利用して業者が実質上カルテルをやつていと認められる場合には、これを独占禁止法上取上げられるというような考え方があるのでございますが、現にこれは問題が少し違います。

ういふ点は明らかにさすべきであつたかも知れません。何分綿紡操縦につきましてはすでに省議に付せられまして、なお一面におきましては例の原料の割当権というものを通産省が握つておるといふような関係もございまして、今の大蔵省の一課長の計らいとはよほど程度が違つているように思ひましたし、それから先ほどもちよつと申

な全部の消費者、農民といったようなものに関係する重要な物資というようなものに対する独禁法違反のものは、その官庁を相手手にして裁判所までとにかく持つて行く、それがどうなるうと持つて行くということが非常に大きな警告になる、そのことがどう結末がつこうとも実際上の非常に大きな警告になるし、国民大衆がそのことによつて

必然的に原綿の割当をやることによつて操短ができるのですね。これは今度の法律はどういうふうにできますか。

○政府委員(横田正俊君) 原綿の割当、これは通産省の全く権限でありますして、その結果いわゆる一部競争制限的なことが起りました、これはどうも独占禁止法上は取上げないというふうに私は考えます。

すが、原綿の割当というのは何か明らかにそういう権限があるのですか。或いはただ行政上便宜割当をしているのですか。別にこうくんだといって通産省設置法の中にそんなものはないでしよう。

○政府委員(中野實夫君) 原綿の割当と申しますのは外国為替の割当でございます。そういたしますと私該当条文をここに記憶しておりますが、為替管理法の中にそういう外貨割当の権限が、メーカーの場合には通産大臣として法律、政令或いは省令もありましか、はつきり明定してあると思ひます。為替割当の場合……

○永井純一郎君 私法文は別に調べていないのだが、見なければわからないが、常識から言つて外貨の割当権限があるとかやんと書いてあるのはなく、外貨については外貨の予算を組んで、外貨の割当というふうにして書いてあるのじゃないか、そういう統制法規にむしろあつたような、法規にはないのでこれは行政でやることであつて、附随的に、便宜的に割当をやらざるを得ないので私はやつておるのではないかと思ふ。そうだと非常に私は問題だと思ふ。正式の権限に基く、法律の根拠に基く割当権というふうなものじや私はないと思ふのです。これは資料を調べれば恐らくそうだと思ひます。そうならば今横田委員長さんがおつしやることも、法律的には私はまだなか／＼疑義があり得る、この点はよく一つ研究をしてもらつて、原綿の割当権を持つておるのかと通産省が言ひふらして、それによつて自由に紡績会社と話し合ひをして原綿の割当を通じて実際に繰返をやつて行つて、その

ことによつて大きな紡績会社の独占価格を維持して行つておるのです。そういうことが明らかに独禁法違反なんです。何らかの方法を講じてそれをやばり私は防がなければならぬと思ふ。特に原綿の割当というふうなものがあるから通産省設置法か或いはその他の外為関係の法律が、為替関係の法律か、何か知らんが、私はそういうものがないと思ふ、なければその適切な対策というものを一つ公取で講ずるよう考へて頂きたい、そうして原綿の割当によるところの實質的に繰返されることによる独占価格の維持というものを對して、適切な措置をとるということとを是非しなければならぬものだと、こゝろを思ふのです。尤もそういうことをされるように法律がびたつと行けばいいのですけれども、それは到底できておらないと思ひますが、併し今も申上げるように、私は努力をして頂かなければならぬと思ふのですが、この点相対研究の余地があると思ふのだが、委員長の所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 只今の行政官庁の権限に基いていへば業者間の競争が制限されて、その結果独占禁止法の精神に照らして面白くない事態が生じて来る、この場合の措置につきましては、先ほども申し上げましたように、法律上の問題としまして、なお私どものほうで検討すべき余地があることを私も認めますが、この点はこの改正を機会に構想を新たにいたしまして、十分研究したいと思つております。

○永井純一郎君 先ほどちよつとお話申上げたのですが、今公取に二百何名

でしたかの陣容があると思ふのです。今度の衆議院の修正によりまして幸いに認可権が公取一本になつたといふことは私は一つの非常にいい修正であつたと思ふのです。そこで一本になりましてからこれはそれだけ公取の責任は半面非常に重大だと思ふのです。そうして先ほど委員長がおつしやるように、認可をする要件を一つ自分が認定して認可して行けるわけでありましか、或る意味においては事務的には従来よりも成るほどやりやすくなつたといふようなこともあるかも知れませんが、併しそれだけに能率を挙げようと思へばこれは相當その陣容を整へないといふことになつてしまふと思ふのです。そこで陣容がどのくらいあつたならば折角一本になつた認可権に基いて十分な活動ができるのか、これを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 今回のカルテルの認可につきまして、特に不況カルテルの場合につきまして、一番むずかしい点は、いわゆる生産費の計算等の問題だと考えますが、これは外国の丁度公正取引委員会のような仕事を、アメリカでは連邦取引委員会と申しますか、フエデラル・トレード・コミッション、それからアメリカの司法省内の反トラスト部、ここに相當大きな陣容を擁して、殊に原価計算等につきましては相當のエキスパートを抱えておるやうに聞いております。理想的に申しますとそういう専門家を相當たくさん、而も殆んどあらゆる業種に亘るのをございまして、贅沢を申上げますとこれは切りのないこととございます

が、現在の日本の貧困の状態におきましてそういう贅沢な官庁の施設を持つこともどうかと思ひますが、我々としては何人か、又予算をどのくらいといふことはつきり今申上げかねるのでございしますが、エキスパートが集められるといふことでありますれば、或いは十数人、二十人くらいでも相當改善されると思ふのであります。この点は先般も、昨日でございしたか岡田委員から御質疑がございまして、それに対して緒方副総理から、事務の殖えることはわかるが一応やつて見て、いよいよいけないうことになれば、公取委員長とよく協議をして適當に考慮したいといふお話もございしました。この点は一応只今の陣容でやつて見まして、いよいよいけないうことになりましてから急速に政府のほうへ働きかけまして、適當な措置をとつて行きたいと考えております。

○永井純一郎君 公取は予算について特別の会計検査院や裁判所のようなあれはなかつたのですか。

○政府委員(横田正俊君) ございませう。

○永井純一郎君 そこでもう一つお伺したいのは、今のようなことを早急に計画してもらつて、そういうものを認めてもらいたいと思ふのですが、それは公取委員会にはいへば、自分の、公取委員会の業務と言ひますか、事務について国会に意見書を提出することができるといふような規定がありますね。ですからその規定に基いてその陣容、こゝろいう仕事をこゝろいうふうな今度ほしい、それについてこれだけの予算が要つて、これだけの機構、人員が要るのだといふやうなことを、これは今までも私は公取委員会は積極的に国会にその意見書を出すべきだつたと思ひます、経済民主化の基本法と言われるものの実施なんですから……。そういうことが一回も公取からは出されたこともなく、そうして常に少い人員で重要な仕事の調査が十分手とどかなくて、独禁法が死文に等しいやうな状態になつてしまつてゐるのです。そのために多数の消費者なり勤労大衆が非常に困難を來たしておるといふことでありますから、これは私は重大だと思ふ。国会でもこれは十分に取上げ、検討をしなければならぬ問題でありますから、法に基くところの今申上げたやうな意見書を私は早急に公取委員長から出してもらいたい、こゝろ思ふのです。その意見書の中に、私が特にお聞きしたいのは、これは地方の組織といふものは要らないのかどうか。又従来地方に経済調査庁でしたか、そういうやうなものがあつて、今もたしか行政官庁の、各府県の支局だか何かになつていますが、ああいうやうなものを使えば、法律を改正してあれを公取が使うことができるのじやないかと思ひますが、そういうことも研究してもらつて、できるならそういうことを加へた意見書をこれは一つ国会に出せるのですから出してもらう、こゝろいうふうに思ふのですが、この点について委員長の御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 非常に適切な御指摘を頂きまして、私どもとしては大変有難く思つてございしますが、実は今までの状況でございまして、その全く反対の状況でございまして、昨日も申上げましたが、最初三百五十人ほどでございした定員が現在二百四十五人に数回の行政整理を経

まして減りました。なお委員の数も七人から現在五人になつておりますが、そのようにいたしましたので、大體他の行政官庁並みでございますが、こういう小さい役所でございますので、同じ率で減らされるような場合には非常な影響を受けて来ました。我々としては、その都度いろいろこちらの意見を申してあるわけでございますが、常にそれがうまく参りませんので、だんだんと細つて来ておるわけでございしますが、おつしやいますように、国会に対する意見の提出という立派な権限もございしますが、今までは大體いろいろ各種の法律の中に独占禁止法、精神を入れることについてはかなり努力をして参りました。或る意味では非常に他の官庁から攻撃されるというやうな、非難を受けるほどの点はやつていゝるわけでありまして、大體官庁間の話で法律問題は解決しておりますので、法律の点につきましては国会に意見を申上げることがなかつたのであります。が、今後独禁法施行全体の問題、殊に公取委員会の機構の問題等につきましてはこれほど国会において公正取引委員会に理解を深めて頂きまして、今後この方法によりまして若しも適當な予算人員等におきまして政府の理解が得られませんか、国会にお願いをいたすというやうなことも今後は起るかと思ひます。その点は今まで甚だ消極的に過ぎておりましたが、今後はこの点は検討いたしまして御趣旨に副うようにいたしたいと思つております。

○永井純一郎君 今まで公取委員会は非常に重大な任務を持ちながら御上品に過ぎたと言いますが、私どもから見ると非常にはがゆかつたのであります。

す。今度も予算の節減等については最高裁、会計検査院等も積極的に自分の機関の獨立性に鑑み、財政法が保障するところの権限に基いてどん／＼書類を出して来ております。従つて公取も少しもその点遠慮することはないと考えますので、至急そういうものを出すようにして頂きたいと考えます。

○委員長(早川慎一君) それでは一応午前の質疑はこの程度で打切つてよろしうございしますか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(早川慎一君) それでは暫時休憩をいたします。

午後零時四十分休憩

午後三時二十三分開会

○委員長(早川慎一君) これより休憩前に引き続き經濟安定委員会を再開いたします。

前回に引き続き質疑を継続いたします。

質疑者が出席になつておりませんから、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十五分散会